

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市永原164番1
氏名 株式会社 きやま
代表取締役 木山 隆宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する

廿日市長 小村 和年



許可の年月日 平成18年2月28日
許可の有効年月日 平成23年2月27日

1. 事業の範囲
事業の区分 収集・運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
特別管理産業廃棄物の種類 裏面記載のとおり

見本

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
余 白
3. 許可の条件
余 白
4. 許可の更新又は変更の状況
平成18年2月28日 新規許可
平成19年10月24日 許可証再交付 以下余白
5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性
余 白
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

特別管理産業廃棄物の種類

- ・廃油：揮発油類、灯油類、軽油類、特定有害産業廃棄物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むものに限る。）
- ・廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの、特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むものに限る。）
- ・廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの、特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃石綿等
- ・汚泥：特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むものに限る。）
- ・鉱さい：特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）
- ・燃え殻：特定有害産業廃棄物（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）
- ・はいじん：特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）

以下余白